

**厚木市公共施設最適化基本計画(改定案)及び厚木市公共施設個別施設計画(案)  
パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方**

別紙

※本資料では、厚木市公共施設最適化基本計画(改定案)を「基本計画」、厚木市公共施設個別施設計画(案)を「個別施設計画」と表現します。

※意見の一部又は全部を計画の内容に反映したものは、「計画への反映」欄に「○」を記載しています。

No.	内容	市の考え	計画への反映
<b>厚木市公共施設最適化基本計画(改定案)</b>			
<b>第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し</b>			
1	<p>地区別の公共建築物の整備状況に関して 表から公共建築物の中で、総建築床面積(603,035㎡)の約48%(288,119㎡)を学校が占めています。もし、「小中学校の現状の75%~80%規模での更新、複合化」(基本計画P26)となれば、学校施設の床面積を72,030㎡~57,624㎡程度削減することになります。削減床面積は、厚木市立小中学校の平均床面積のほぼ7校~9校分に相当します。(小学校一校当たり平均床面積、約7,716㎡。中学校一校当たり平均床面積、約8,500㎡)公共建築物の延べ床面積のおよそ50%を占める小中学校の7~9校分に相当する床面積の削減を見過ごすことができません。学校が財源不足解消のターゲットにされているとしか思えません。小中学校そのものを維持し、同時に床面積削減の幅を大きく減らすことを求めます。</p>	<p>小・中学校については、今後予測される児童・生徒数の減少等を見据え、適切な教室数等への更新や複合化を進めることで、市が保有する公共建築物の総量を抑制することとしています。 この考え方に基づき、市が保有する公共建築物の総量を抑制するための数値目標として、小・中学校は、適正な規模で更新、複合化する際に、適正規模の範囲として、現状の75~80%を目標として設定しています。</p>	
2	<p>学校施設の整備状況 図:「公共建築物の割合」というよりも「公共建築物の延べ床面積割合」のほうがわかりよいと思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、基本計画を次のとおり修正します。 【該当ページ】 ・本編10ページ →「ウ 学校施設の整備状況」の図の表題 【記載内容】 ・修正前→図:公共建築物の割合 ・修正後→図:公共建築物の延べ床面積の割合</p>	○
3	<p>本市の財政状況の推移に関して 市税の決算額、経常収支比率、財政力指数、普通建設事業費と扶助費の状況などの推移は直近のデータが用いられています。やはり、不足財源・充当可能財源の数字は膨大な額であり、正確な基礎データを用いた推計がもとめられます。今回の基本計画の大前提の数値であり、将来への仮定・予測のもとですから、早急な修正が必要と考えます。 オ、カの図について「年度別維持管理等費用」、「維持管理等費用の推移(更新費用など含む)」に同じ棒グラフが使用されていますが、題目のつけ方と棒グラフの示す内容がわかりづらい気がします。修正したほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、基本計画を次のとおり修正します。 【該当ページ】 ・本編18ページ →「オ 公共建築物の年度別更新費用」の図の表題 【記載内容】 ・修正前→図:年度別維持管理等費用 ・修正後→図:年度別の維持管理等費用(維持管理・繕修費用、更新費用)の見込み ・本編19ページ →「カ 公共建築の更新の可能性と公共建築物の最適化」の図の表題 【記載内容】 ・修正前→図:維持管理等費用の推移 ・修正後→図:今後の維持管理等費用及び充当できる財源の見込み(年平均)</p>	○
4	<p>公共施設最適化基本計画(改定案)について、公共建築物の整備状況、保有量、経過年数、また財政状況などとして各種の指標やデータが記載されています。 建物を資産として捉えた場合の老朽化状況を示す指標などが国のHPなどで見受けられますが、厚木市の現状に関してより多面的な分析を行う手段として、そのようなデータを計画に記載することについて、ご検討いただきたく思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、基本計画を次のとおり修正します。 【該当ページ】 本編11ページ 【記載内容】 本市の公共建築物について、経年の程度を把握するための資料として、「有形固定資産減価償却率の推移」を追記します。</p>	○
<b>第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>			
5	<p>カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針について 厚木市方針として、随所に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現…取組」となっています。2050年実質ゼロ実現にむけては、その前段階での目標がカギになります。特に実効性をもつには、2030年目標を明確にする必要があります。「2030年目標」の計画はどういう状況にあるのでしょうか。</p>	<p>令和3年3月に改定した「厚木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを長期目標としていますが、その前段階として、2030年を中期目標として設定しており、同年の基準年度(2013年度)比27%削減を掲げています。 なお、国が令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、2030年度の削減目標を46%としたことを踏まえ、今後、市の計画の見直しを行います。</p>	

No.	内容	市の考え	計画への反映
6	<p>改めて【不足財源】【充当可能財源】の計算の仕方について 基本計画(P21)では、2007年度(平成19)から2013年度(平成25)の財政状況や今後の人口推計からの試算とされています。10年ほど前の数年間の平均を出して、40年分をかけて出したとなっています。その時の数値は当初予算額をもとに計算されたと聞いていますが、正確さのためには「決算額」で試算すべきではないでしょうか。また、データはより新しい数値を使うべきと考えます。基本計画の大前提の見直しを早急にすべきではないでしょうか。前回の素案に対する回答では、「計画の策定からおおむね10年ごとに見直しを行うこととしていますので、今後の基本計画の見直しの中で、財源の見直しを含めた全体の見直しを行います」となっていますが、厚木市の将来に係る大問題ですから、改善できる部分はすぐにでもやるべきと考えます。</p>	<p>今回の基本計画の改定は、個別施設計画の策定に当たり、上位計画である基本計画への位置付けや現行の内容修正が必要な項目があるほか、基本計画策定以降の国の取組を反映させるために行うものです。 基本計画については、計画の策定からおおむね10年ごとに全面的な見直しを行うこととしていますので、いただいた御意見については、今後の見直しの際の参考とさせていただきます。 なお、基本計画で示す公共建築物の更新・保全のために充当できる財源の推計は、決算額を基に算出しています。</p>	
7	<p>当初の「最適化基本計画」策定時(2015年)からこれまでの取組みで約22億円の縮減をした結果については、P8の「取組みごとの目標額」に反映させて時点修正すべきではないですか。例えば、「個別目標その1」の「約176億円」は「160億円」、「個別目標その4」の「約15億円」は「約9億円」とする。「40年」は「個別施設計画(案)」の計画期間と整合させ「34年間」と改め、結果財源不足額を「約400億円」とする。ただでさえ社会経済の変化の見通しの見極めが困難な超長期計画の是非論がある中で、最低でもアクティブなものとするために補正すべきだと考えます。</p>		
8	<p>7頁の図には不足財源422億円としているが、この積算根拠が不明です。本市の場合、税収は地方法人税が改定されたにも関わらず、令和2年度でも前年を上回っており、現時点の予測の妥当性が疑問視されます。とりわけ、当初予算額で計算したと伺っていますが、本来なら決算額をもとに再計算の上市民に提示すべきです。</p>		
9	<p>「財源不足解消のための多様な取組」図と「取組を具体化するための計画等」図の整合性に関して あらゆる手法を組み合わせて目標の実現に取り組むというが、多様な取組と計画の二つの図の間の矢印は、各矢印がしめす各計画に対応しているものと理解していいでしょうか。(例えば、「適正な規模での更新、複合化」「施設の統廃合」「国・県等との連携」は、右図の「公共施設・・・計画」「小・中学校の・・・」二つへの取組を意味している)</p>	<p>今回の基本計画の改定に当たり、財源不足解消を目的とした多様な取組を具体化するための計画等を新たに基本計画に位置付けました。 例えば、「適正な規模での更新、複合化」「施設の統廃合」「国・県等との連携」の取組を具体化するための計画等として、個別施設計画及び小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を位置付けているものです。</p>	
10	<p>取組ごとの目標額について 個別目標その1 適正な規模での更新、複合化について ここでいう「小・中学校現状の75～80%」の意味は、全小・中学校の延べ床面積を25～20%削減して、小・中学校は更新、複合化して、今ある学校は全部残すと理解してよいでしょうか。 また、前述の「施設の統廃合」は、学校以外の公共施設を指していると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>基本計画の個別目標その1については、小・中学校を適正な規模で更新、複合化する際に、適正規模の範囲として、現状の75～80%を目標とするもので、学校運営の方向性を示すものではありません。 なお、小・中学校については、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備することを目的に、令和3年8月に適正な学校規模の範囲や学校規模適正化の方策等を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。 今後、適正規模を上回る又は下回る学校については、各地域や学校の実情・特性を踏まえ、方針で位置付けた「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」の中から、最も適した方策を検討していきます。</p>	
11	<p>P5の「更新時期の設定」について「目標耐用年数」を、RC造・鉄骨造を原則80年(ただし、市営住宅は70年)に延伸させることによって、更新時期の平準化を図り、もって34年間で「約86億円」の節減を図るとの計画になっています。これを機械的に解釈すると、計画終了年の2055年時点で、「目標耐用年数」である築80年未満(市営住宅は70年未満)として残っている建物は1975年(市営住宅は1985年)以降に建築されたものになりますが、当初の「最適化基本計画」でいう「341施設792棟」(P20)の内、どれだけの建物が残る見通しですか。懸念されるのは計画期間終了後にそれらの「長寿命化」を耐え抜いた建物の更新が集中した場合の対応を含めて検討されているのかどうかです。先延ばしした節減分のツケ回しが心配ですがどうですか。</p>	<p>本市の公共施設について、建物の目標耐用年数を更新時期として更新を行う場合、本市が保有する公共建築物349施設766棟(基本計画策定当初については、341施設792棟)のうち、約160施設が計画期間終了後に更新時期を迎えます。 なお、今回の目標耐用年数の見直しについては、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることを目的に、昭和47(1972)年以降に建築された鉄筋コンクリート造(RC造)及び重量鉄骨の鉄骨造(S造)の建築物については、普通(標準)品質以上で設計していることから、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である80年としました。</p>	

No.	内容	市の考え	計画への反映
12	<p>P7～8について当初の「最適化基本計画」の財源不足解消の取組み(P26)には、「個別目標その1適正な規模での更新、複合化」として「約262億円」の節減効果が示されています。しかし、今回改定案では言わば目玉中の目玉として「長寿命化による更新時期の平準化」が取り上げられ、「約86億円」が上記262億円から分離して差し引かれ、結果として「個別目標その1」は「約176億円」と改められました(262-86=176)。それにも拘わらず、目標の床面積の削減値(小中学校20～25%、その他公共建物10～15%)は変わっていません。加えて、上述の(1)の補正をも加味するならば当然にその削減目標値も低減されてしかるべきではないですか。</p>	<p>今回の基本計画の改定に当たり、財源不足解消のための多様な取組に「長寿命化による更新時期の平準化」を新たに位置付けました。このことから、取組ごとの目標額について、個別目標その2「長寿命化による更新時期の平準化」の40年間の効果額を位置付けたものです。また、効果額については、長寿命化改修により建物の目標耐用年数及び更新時期が基本計画の計画期間終了年度以降となった建物の更新費用等としています。</p> <p>なお、長寿命化改修は、既存施設を目標耐用年数まで有効活用することで、集中する更新時期を平準化するものであり、目標耐用年数に合わせて建物を更新しなければなりません。</p> <p>このことから個別目標その1「適正な規模での更新、複合化」については、引き続き現行の計画と同様の目標を掲げ、適正な規模での更新を行うことによる床面積の総量の抑制に取り組んでいきます。</p>	
13	<p>カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針は、当然優先的な条件になると思いますが、建て替えや補修を待たずに先行して進めてください。建て替えの場合はZEB以上の設備としてください。結果として光熱費の削減にもつながります。</p>	<p>今回の基本計画の改定に当たり、カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針を新たに位置付け、市としての取組の方向性をお示ししています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の具体的な取組の参考とさせていただきます。</p>	
<b>第3章 公共建築物等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>			
14	<p>厚木市公共施設最適化基本計画(改定案)概要 4 改定内容(2)基本計画の内容を修正する項目で、エ 施設類型ごとの課題/今後の方向性に有ります、8 スポーツ施設内の今後の課題の方向性にある、厚木野球場及び水泳プールの扱いが「相模川水辺ふれあい拠点創出事業」において、スポーツ施設としての整備方針ではなく多目的広場等の使用となっています。</p> <p>野球場及びプールが廃止の方向ですが、代替施設はなしです。さらにスポーツ施設エリアではないのに「テニスコート」だけが存続するのは不思議でなりません。</p> <p>厚木市公共施設最適化基本計画が上位計画であると思いますが下位計画の「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に判断を任せるのはなぜでしょうか。</p>	<p>「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づく取組は、跡地利用の検討であるため、基本計画及び個別施設設計画を次のとおり修正します。</p> <p>【該当ページ】 基本計画(本編81ページ・概要版16ページ) →「スポーツ施設(8) 今後の方向性」 個別施設設計画(本編64ページ) →「スポーツ施設(5) スポーツ施設の方向性」</p> <p>【記載内容】 ・修正前→なお、厚木野球場及び水泳プールについては、今後、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。 ・修正後→なお、厚木野球場及び水泳プールの跡地利用については、今後、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。</p>	○
15	<p>厚木市公共施設個別施設設計画(案)の59ページに、厚木野球場・テニスコート管理事務所について、「特に問題はない」との記載がありますが、60ページの修繕履歴の記載を踏まえると、テニスコートの1番コートに下記の問題があります。</p> <p>東側のフェンス近くの人工芝の下に桜の木の根が貼り出して人工芝の表面に帯状に凸凹が生じている。現在はラインの外側のためボールのバウンドに影響はないが、今後コート内まで伸びたりすると、プレーへの支障のほか、利用者の転倒の原因となる恐れがある。</p>	<p>基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、厚木野球場・テニスコート管理事務所を対象施設としているため、個別施設設計画で示す建築物に対する劣化状況について、特に問題がない旨を記載しています。</p> <p>御意見をいただきましたテニスコートに関する問題点については、将来の施設整備を見据えながら、適切な維持管理に努めていきます。</p>	
16	<p>公民館の「課題」と「今後の方向性」に関する意見・要望・質問 公民館は地域住民にとって地域コミュニティのセンター的役割を担っています。併設する地区市民センターの役割も今後ますます地域の中で大きな意味を持つていく施設だと思います。地域の核として、特に公民館は駅方面へ行かなくても普通の市民サービスが受けられるような機能や施設設備を充実させていくことが望まれます。厚木のような首都圏に位置する人口20数万人の都市でも駅地域と周辺部との生活上の格差が生まれつつある感じがしています。駅周辺部と周辺部に市民サービス上の格差があってははいけません。両地域は車の両輪であってこそ、住みよい厚木になると考えています。なお、一般論になりますが公共施設の音響器具などの老朽化、設備の古さなど目立ちます。市民にとって身近な施設ほど使い勝手の良いものが必要です。市議会の議場などの音響設備を比較すると雲泥の差を感じます。本末転倒です。</p>	<p>公民館は、社会教育法に基づく地域住民の学習の場であるほか、併設する地区市民センターで地域要望をお聴きするなど、地域に密着した施設であることから、「地域の核となる施設」として、今後も機能を継続することとしています。</p> <p>また、本市では、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」に基づき、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中ではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。</p> <p>なお、御意見をいただきました施設の音響器具などの更新については、今後、施設改修等に合わせて検討していきます。</p>	

No.	内容	市の考え	計画への反映
17	<p>庁舎等施設の「課題」と「今後の方向性」に関する意見・要望・質問 市庁舎と国・県・市の施設、計10を超える施設が一体となる複合施設が果たして、市民の福祉やサービスの向上につながるのか、また、交通渋滞の激しい、放射線状の道路網の結節点となる駅前立地を考えると、果たしてワンストップサービスが保障されるのか、はなはだ疑問を持ちます。全国的に見ても公共施設の複合化は進展していますが、自治体それぞれ抱えている条件や背景が異なります。市庁舎の本来の役割は何でしょうか。市民にとって親近感のある、アクセスの便利なサービスの提供の場、子どもから高齢者、障害などをかかえるすべての市民に開かれている場所であってほしいと考えます。今経験している新型コロナウイルス感染症への対応、密にならない空間設計、非常事態への対応、施設が一か所に集中している弊害、建物や周辺環境整備への当初予算の増大化と財政上の負担など疑問が募ります。現在、基本設計の途中ですが、駅前への複合施設ありきでなく、施設機能の地域への分散化を含めた設計と計画予算の縮小を求めます。</p>	<p>本市の将来の在るべき姿や都市づくりの方向性を示す「都市計画マスタープラン」や同マスタープランの実施計画である「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」では、人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めていくためには、人口や都市機能、生活利便施設の密度を保っていくまちづくりが必要であると定めています。</p> <p>また、基本計画では、国が示す「国と地方公共団体が連携し国有財産の最適利用を図る」という方針を踏まえ、本市の公共建築物の更新を行う際には、国・県等との施設の複合化についても積極的に検討することとしています。</p> <p>また、複合施設については、市民の皆様から御意見を伺いながら令和元年度に策定しました、「厚木市複合施設等整備基本計画」に基づき、現在は、基本設計に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見については、複合施設整備に伴う窓口機能の検討の参考とさせていただきます。</p>	
18	<p>保育所の「課題」と「今後の方向性」に関する意見・要望・質問 保育所は幼稚園、小中学校と同様に地域としてはかけがえのない施設です。近年の社会的背景の中で、保育所に求められている新たな責務や社会的要請の高まっていることへの記載などその通りと実感しています。厚木市域のバランスある発展のためにも、子育て世代の住みやすさが必要です。単なる「費用対効果」政策ではだめです。同時に、幼児教育、初等教育への保護者負担をへらすことも併用して必要と考えます。単に「機能の継続」にとどまらず、施設や機能の拡充・充実が必要と考えます。公立保育所の管理運営体制など保護者、関係者の声を十分にきいて、保育の質を向上させる体制を望みます。</p>	<p>公立保育所の今後の管理運営体制については、公立保育所に課せられる責務や、社会的要請の高まりなどを踏まえ、保護者や関係者から御意見を伺いながら検討を進めていきます。</p> <p>いただいた御意見については、公立保育所の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	
19	<p>小・中学校の今後の方向性について 小学校23校中のうち7校を複合化、中学校13校中のうち2校を複合化し、それ以外の学校は機能を継続するとなっています。この方向性で見ると、統廃合による廃校はありません。他方、公共施設最適化計画(改定案)の中には、財源不足解消のための多様な取組の一つとして、「施設の統廃合」が記載されています。同じく「施設類型ごとの課題/今後の方向性」の中の課題の一つとして、「将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります」という文言もあります。さらには「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」は将来の児童・生徒数の減少に伴い、学級数で適正規模をきめ、特に小規模校は統廃合のおそれのある書き方をしています。従って、今回の基本計画では小・中学校の統廃合はしないと明記すべきではないでしょうか。現在、私たちに示されている資料では、この統廃合に関する部分が大変あいまいで誤解を与える記載となっていると感じています。今回の計画では学校の統廃合による削減はないというわかりやすい統一した表現を示していただけないでしょうか。</p>	<p>小・中学校の適正規模・適正配置の取組については、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備することを目的に、令和3年8月に適正な学校規模の範囲や学校規模適正化の方策等を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>今後、同方針に基づき、適正規模を上回る又は下回る学校については、各地域や学校の実情・特性を踏まえ、方針で位置付けた「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」の中から、最も適した方策を検討するとともに、他の施設との複合化などについても検討することとしていることから、いただいた御意見を踏まえ、基本計画を次のとおり修正します。</p> <p>また、実施計画として位置付ける個別施設計画についても同様に修正します。</p> <p>【基本計画 該当ページ】 ・本編53ページ・概要版11ページ →「(8)課題」</p> <p>【記載内容】 ・修正前→また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります。 ・修正後→また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、学校の統廃合や他の公共施設との複合化などの検討を行い、市が保有する公共建築物の総量を抑制していく必要があります。</p> <p>・本編53ページ・概要版11ページ →「(9)今後の方向性」</p> <p>「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」及び同方針に基づく適正規模・適正配置の方策についての注釈を追記します。</p>	○
20	<p>地域対応施設の施設整備の方向性について 特に小・中学校の施設整備の方向性のなかで、学校を「地域の核となる施設」としての位置づけに賛同します。そして、「他の公共施設との複合化等を検討します」の後に、現在ある学校は残していきますと書き加えることを要望します。</p>	<p>・本編53ページ・概要版11ページ →「(9)今後の方向性」</p> <p>「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」及び同方針に基づく適正規模・適正配置の方策についての注釈を追記します。</p>	○
21	<p>P11について「施設類型ごとの課題/今後の方向性」の「2小・中学校」の問題点については、昨年10月実施の第1回意見でも申し述べましたが、重ねて記載内容について確認をさせていただきます。「課題」にある「将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります。」とは「廃校」という選択肢もあるということですか。他方、「今後の方向性」に述べられている、小・中学校は「『地域の核となる施設』として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。」とされていることは、地域コミュニティの維持・発展・強化の見地からすれば「廃校」はあり得ないとの判断を示したものと思われそうですがそのように理解していいですか。「複合化」の是非については慎重な検討が必要ですが、少なくとも「廃校」はすべきではありません。「課題」の記述は誤解と混乱を生むので訂正を求めます。</p>	<p>【個別施設計画 該当ページ】 ・本編138ページ →「(4)課題」</p> <p>【記載内容】 ・「施設配置」に次の内容を追記します。 児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、学校の統廃合や他の公共施設との複合化などの検討を行い、市が保有する公共建築物の総量を抑制していくことが必要です。</p> <p>・本編139ページ →「(5)施設類型の今後の方向性」 基本計画同様に注釈を追記します。</p>	○

No.	内容	市の考え	計画への反映
22	森の里は市内15か所の地域(公民館所在地)で唯一「老人憩の家」が存在しません。市内で最も高齢化率(2020年10月時点で41%)の高い地域です。次期公共施設整備計画においては、ぜひとも「老人憩の家(または同等の機能を有する施設)」を早期に整備して高齢者が集える場所を確保することを要望します。空家等の有効利用を含めて御検討願います。	老人憩の家については、平成20年に厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域にお住まいの市民の皆様が集会等のコミュニティ活動に利用することができる施設としています。 今後については、人口減少を踏まえ、原則、新たな施設整備は行わず、周辺に立地する児童館などとの複合化を検討していきます。 また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討していきます。	
23	P13について「人権としての住宅」「居住福祉」を保障する上で、一方では「空き家問題」に表されるように住宅は充足しているかのように見えますが、実態は「格差社会」「低所得による貧困」の深刻化により、「住宅セーフティネット」としての公的住宅の役割はますます重要になっています。そうした意味で「市営住宅」がきちんとした公共責任の下に管理運営される必要があります。しかるに、「今後の方向性」では、民間活力の導入という決まり文句の下に民間事業者へ建設から管理運営まで委ねる方向が打ち出されています。公正で公平な入居基準の遵守・募集事務・空き家募集・修理修繕の計画実施・老朽化と建替計画・新規建設計画などに加え、収入基準超過者への明け渡し請求、家賃滞納者への対応など多くの業務が伴いそれらには極めて高い公共責任が伴います。一体、どの部分を民間事業者に委ねるのか、また委ねることができるのか多くの難題がともないます。安易な民間委託は避けなければならないと考えます。	市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であります。 また、市営住宅は、16施設のうち築20年を経過する施設が10施設あり、施設の劣化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。 こうした状況を踏まえ、市営住宅の居住水準や居住環境の向上、施設の維持管理経費の削減に向けた効率的な維持管理手法を検討する中で、民間活力の導入について検討していきます。	
24	市営住宅について 市営住宅の充実が市民にとって嬉しいことです。住民が孤立しないような「たまり場」や「広場の設置」もお願いします。		
25	生涯学習施設－文化会館について 文化会館改修の際には、Wi-Fiや、バリアフリー化のために、視聴覚が不自由な方も演劇や音楽を楽しめる設備をつけてください。	文化会館については、劣化している設備機器の更新や施設劣化部分の改修工事の実施に向けた手続きを進めており、Wi-Fi設備等の情報通信設備の設置やバリアフリーの拡充を実施することとしています。	
26	庁舎等施設について 南部給食センターは浸水の恐れありとしています。市庁舎(複合施設)の立地地区も浸水の恐れありの場所と聞いています。市庁舎(複合施設)浸水対策はクリアできているのでしょうか。	基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、施設の整備等に係る具体的な取組については、市民の皆様から御意見を伺いながら整備計画等を策定しています。 なお、市庁舎を含む複合施設の整備に係る浸水対策については、「厚木市複合施設等整備基本計画」に基づき行います。 具体的には、神奈川県洪水浸水想定区域図の計画規模や想定最大規模での被害想定を踏まえ、地上から1m以上の敷地のかさ上げや浸水防止板の設置、雨水貯留機能や免震層に排水側溝・排水装置設置の検討、電気室・機械室等は地上から3m以上の階数に設置することとしています。	
27	保育所について 保育の質を守るためにも、ぜひ公立保育所として運営してください。	保育所については、「市立保育所民営化基本計画」に基づき、民営化の取組を進めてきましたが、河川の氾濫等による激甚災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、改めて公立保育所に求められる役割が再認識されました。 このことを踏まえ、今回の基本計画の改定では、保育所の今後の方向性の中で、今後の管理運営体制について必要な検討をしていくこととしています。	
<b>第5章 フォローアップの実施体制等</b>			
28	P24ページについてここでも「民間への移譲」の脈絡で「包括管理委託」なるものが打ち出されています。イメージされるのは、「施設類型」や「地域施設」の括りでいくつかのグルーピングがなされ、多くは大手の「総合ビルメンテナンス会社」との間で「保守点検業務」について複数年の契約を行うという形です。確かに、毎年度各施設管理者がそれぞれに単年度毎に委託契約事務を行うのに比して、公共施設を集約し、複数年契約ができれば事務コストが縮減できるというメリット論は考えられます。しかしながら一方では、施設の保守点検業務を生業とする地元関係専門事業者にとっては市からの発注機会が失われるという危機感が生まれるでしょう。また、本来の施設管理者としての市の関与が小さくなり管理責任の希薄化と関係部門の縮小や改廃、人員削減などが危惧されます。「包括管理委託」がこうした懸念をどう解消できるのか、明確な対応策を示すことなく安易に導入することは許されません。	包括管理委託については、今後、導入によるメリットやデメリットを整理した上で、今後の方向性について検討を進めていきます。 いただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。	

No.	内容	市の考え	計画への反映
<b>全般</b>			
29	<p>コロナなどもあり密を避ける方がよい今日この頃なのに、なぜ反対の方向へ行くのかわからない。</p>	<p>基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源を確保するために、より効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置に取り組むものであります。 いただいた御意見については、今後の施設整備に当たっての参考にさせていただきます。</p>	
30	<p>駅前の再開発・タワーマンション建設・道路の新規整備には湯水の如く税金を費やす一方、一番公助を必要とする子どもと老人のための施設に税金を費やすことを躊躇うのは間違っている。 人口が減少するので学校等を統廃合するのであれば、道路をこれ以上整備する必要はないのではないかと。厚木市にとっては教育・福祉よりも交通の利便性や高層建築の数が重要としか思えない。</p>	<p>基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源を確保するために、より効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置に取り組むものであります。 今後についても、市民の皆様から御意見を伺いながら公共施設の適正配置に取り組んでいきます。</p>	
31	<p>改定の趣旨及び改定案全体について 前回の素案に比べ、年度表記が元号と西暦の併記がされており、大変見やすく改善されていると感じます。今後は西暦を中心に記載し、補足的に元号を使用して、将来的には西暦のみでよいのではないのでしょうか。国際化・情報化・ICT化が進む中で西暦使用は必然だと思います。一例ですが、基本計画(改定案)本文の10ページのグラフなどに見られるように、年度表記も「西暦」にしたほうがよほど見やすいのではないのでしょうか。昭和・平成・令和が混在する表記はデータ化などの処理をする際、不便極まりない表現となっており、様々な点で世界からますます取り残されていく象徴のように思えます。今後、さらなる検討・改善をお願いします。また、基本計画末尾に用語の解説も追加され、よりわかりやすくなったように思います。ありがとうございます。</p>	<p>基本計画(素案)をお示した市民の皆様との意見交換会での御意見を踏まえ、年度表記を元号と西暦の併記としました。</p>	
32	<p>計画案の資料全体に係わって(年号の表記について) 特に図の中で、年号が必要な場合、できるだけ煩雑にならない範囲で「西暦」をいれていただきたい。併記でも構いません。お願いします。</p>		
33	<p>改定の内容全体に関して 基本計画そのものが「公共建築物に関する不足財源解消のための取組」となっているため、費用対効果が前提という制約があるのはやむを得ないことでしょう。他方、近年の自然災害の多発、全世界的に発生している新型コロナウイルス感染症の中で、身近な公共施設のあり方や重要性がこれほど問われていることはありません。「表:これまでの取組による効果」の中に、二つの保育所の民営化があり、その効果額は約6億円となっています。同時に「施設類型ごとの課題/今後の方向性」の中で、保育所の重要性や今後のあり方への再評価などが記載されています。保育所への社会的要請、新たな責務を持つ重要な施設として機能を継続していくことは、将来の子育て世代にとって大変重要なことと思います。基本計画全体が費用対効果の視点だけで貫かれないことが大切と考えます。各施設の果たすそれぞれの役割、サービスの質を含めた視点をもった計画になってほしいと思います。併せて、公務で働く人々の働きやすい環境づくり・建物づくりの視点も欠かせないと考えます。</p>	<p>保育所については、「市立保育所民営化基本計画」に基づき、民営化の取組を進めてきましたが、河川の氾濫等による激甚災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、改めて公立保育所に求められる役割が再認識されました。 このことを踏まえ、今回の基本計画の改定では、保育所の今後の方向性の中で、今後の管理運営体制について必要な検討をしていくこととしています。</p>	
34	<p>改定の趣旨について 本市の場合、1960,70年代の高度成長期に東京都周辺の住宅開発や、工業団地整備などが進められてきましたが、1990年代の財政悪化が進み、多額の公共事業費を確保したくても、産業の空洞化や海外移転、団塊の世代の高齢化などで、都市近郊の本市でももれなく公共施設の更新時期に直面しています。しかも、住宅建設ラッシュがある種、無計画に進められたことが今日の都市問題といえます。 この中でインフラの更新ができなくなるとして、今般の基本計画が提唱されていますが、公共施設にはインフラも含まれています。俗にいう「箱もの」だけでなく、道路や上下水道、河川などがあることを忘れてはいけません。 よって、本基本計画にはその観点が完全に欠落しており、重箱の隅をつつくような、個別の計画では不可能です。実際には区画整理事業・再開発を進めながら、公共施設の最適化などとは本末転倒の逆立ちした計画であると指摘しておきます。</p>	<p>基本計画は、本市の保有する公共建築物だけではなく、道路、橋梁、下水道など、本市の保有する土木インフラに関する今後の方針についても示すものです。 本市の土木インフラについては、計画期間である40年間において維持管理等費用に充当することができる財源、約1,456億円に対し、40年間に必要となる維持管理・修繕等の費用は約1,778億円と試算しており、約322億円が不足することを見込んでいます。 この不足財源の確保に向けた取組の方向性については、施設ごとに個別に作成する長寿命化計画に基づく維持管理等により維持管理等費用の縮減に取り組むとともに、国庫補助金などの特定財源の積極的な活用に取り組みます。また、維持管理等費用の縮減により新規建設分の費用を確保し、市民生活に必要な新たな土木インフラの整備を計画的に進めます。</p>	

No.	内容	市の考え	計画への反映
35	<p>公共施設のあり方を考えると、第一に規模より配置がまず優先されるべきです。</p> <p>保育所や幼稚園、学校などは公共サービスを提供する施設であり、採算を基準に配置するものではありません。重要な点はどこに住んでも同じようなサービスを受けられるようにすることです。</p> <p>就学前の施設の配置は小学校区に保育園と幼稚園の配置。小学校2校で1中学校が基本となります。まちのコミュニティの基礎単位となります。生物学的にいうところの「細胞組織」となります。高齢になり、デイサービス、グループホームなど、日常的に「徒歩」で無理なく移動できるのは、小学校区程度です。</p>	<p>基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源を確保するために、より効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置に取り組むものであります。</p> <p>また、本市では、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」に基づき、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中ではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。</p> <p>なお、地域に設置しています公民館や児童館、老人憩の家への更新に当たっては、対象施設から半径1km圏内に設置されている施設を抽出し、人口動向や地域の状況を踏まえた上で複合化等の検討を進めることとしておりますので、いただいた御意見については、今後の施設整備に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
<b>厚木市公共施設個別施設計画(案)</b>			
<b>第2章 公共建築物マネジメントの対応策</b>			
36	<p>「(3)施設類型の今後の方向性イ(エ)」に示されている「半径1km」論の理論政策的な根拠は何かを示すべきだと思います。勿論、「公共施設最適化」計画の最大の眼目が「施設の廃止を含む統合化・複合化による床面積削減」にあり、それを実現するための方法論として作られたものであろうことは容易に推察できますが、政策当局としてどのような検討がなされたのか、なぜ「1km」なのかをご教示ください。</p>	<p>適正配置検討施設を抽出する半径1km圏内の考え方については、対象施設から適正配置検討施設までの距離が徒歩圏となるよう設定しています。</p> <p>また、半径1kmの根拠については、国土交通省が平成26年に策定した「都市構造の評価に関するハンドブック」においては、一般的な徒歩圏として半径800m圏内とされていますが、本市の公共建築物の設置状況を踏まえ、半径1km圏内を適正配置検討施設の抽出範囲として設定しました。</p> <p>なお、複合化等の検討に当たっては、地域人口の動向や施設の利用状況、交通環境などの視点から、総合的に判断を行います。</p>	
<b>第5章 第1期短期再編プログラム</b>			
37	<p>「依知南小学校」中央棟の建替と併せ半径1km内の関連施設として3施設の複合化・集約化の検討が出され、合わせてスケジュールも示されています。また、「児童の保護者や関係者、地域の皆様と十分な協議を進めながら」実施するとしています。このことは極めて重要なことであるので、徹底的な住民参画(圏域住民へのアンケート、施設利用者との対話、公民館での対話集会など)と合意を貫くよう強く要望します。</p>	<p>依知南小学校の建て替えに当たっては、個別施設計画に基づき、児童の保護者や関係者、地域の皆様と十分な協議を進めながら建て替えに係る基本計画を策定した上で、計画的な建て替えを行います。</p> <p>また、基本計画の策定に当たっては、令和3年10月に策定した市立小・中学校施設整備指針に基づき、市民の皆様との意見交換会を実施するほか、地域住民や学校関係者で組織する建設委員会などの設置やアンケート、ヒアリングなどを実施します。</p>	
38	<p>公共施設の複合化・集約化・多機能化には将来的に必須であり賛成します。一方、1期計画では厚木北公民館とその児童館は現状併設・複合化されていながらも個別に建て替え設置する計画となっている。まるで「厚木市公共施設最適化基本計画」から逆行する内容です。ここは中心市街地の公共施設として模範を示すことが必要です。現状通り児童館、さらには当地区には未設置の老人憩の家を含めた地域教育の場を北公民館に設置することを提案します。そのことが将来的な維持管理コストの低減となり望ましいと考えます。</p> <p>郷土資料館跡地利用、厚木小学校建て替えに伴う関係なのか。「厚木北児童館再整備に関する基本方針」とその上位計画との整合性を明確にしてください。</p>	<p>厚木北児童館については、歩道がない交通量の多い県道に面しており、立地場所の危険性があることから、現状地での建て替えではなく、厚木小学校に隣接し、前面道路の交通量の少ない郷土資料館跡地への移転・建て替えを決定しました。移転先は、小学校に隣接していることから、児童館の主な利用者である児童の利便性の向上が図られるものと考えています。</p> <p>厚木北公民館については、平成27年3月に策定した基本計画では、前面道路である県道の拡幅工事のため、現状地での建て替えが難しいことから、地区内での再整備に向けた候補地の検討を進めるとしておりましたが、その後、公民館隣接地の取得の見込みが立ったことに伴い、地域からの要望も踏まえ、市が隣接地を取得し、敷地を拡張の上、現状地での建て替えを決定しました。</p> <p>なお、老人憩の家については、人口減少を踏まえ、原則、新たな施設整備は行わず、周辺に立地する児童館などとの複合化を検討していきます。</p> <p>また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討していきます。</p>	

No.	内容	市の考え	計画への 反映
<b>その他 計画に直接関連しない御意見</b>			
39	道路を車で走っていると、幼稚園児さんを保母さん2～3人で散歩させている光景に会います。幼稚園には広いお庭が必要で、できるだけ外に出ない様にした方が安全だと思います。何とかできないでしょうか。	基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、幼稚園については民間事業者が運営する施設であるため、計画の対象ではありません。 なお、いただいた御意見については、幼稚園を運営する民間事業者と共有していきます。	
40	実施前に様々な分野の意見を聴き、その場を多く取り入れてほしいです。	基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、施設の整備等に係る具体的な取組については、市民の皆様から御意見を伺いながら整備計画等を策定しています。 今後についても、整備計画等の策定に当たっては、市民参加条例に基づく手続を経て策定していきます。	
41	森の里地区は犯罪が少ないことでも知られています。しかし、市内で最も高齢化が進んでいる地域でもあることから、地域の安全を確保するため、今後は森の里地区に交番の設置をお願いします。現状ではパトカーによる巡回がありますが、主に交通対策が中心であると考えます。常に警察官を配備することが難しいのであれば、地域の安全確保のため、警察官立寄所を複数個所に整備していただき、週に何度か立ち寄り、巡回していただくことも検討していただきたい。空家等の有効利用を含めて御検討願います。	基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、交番・駐在所については設置者が神奈川県警察となることから、計画の対象ではありません。 なお、市では、市民の皆様からの要望を受け、毎年度県に対し、交番等の設置についての要望書を提出しています。	
42	<森の里地区駐在所の設置> 森の里は高齢化も進み、防犯所の問題等多くの問題が発生してきております。しかしながら、約2,000世帯以上のこの地区には交番がありません。近在は玉川派出所がありますが、森の里の地形上距離があります。ぜひ森の里地区を常に警邏できるような駐在所の設置を要望します。		
43	公共施設の歴史的価値を発展させる観点が求められます いったん公共施設を造ったら、未来永劫、そこで使い続けなければならないというものではありません。 しかし、なぜ公共施設がそこにあるのかを問い直すべきです。その施設が立地しているからこそ意味がある公共施設もたくさんあります。公共施設はそれと市民、住民との地域の歴史的な営みを評価して検討すべきです。	基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源を確保するために、より効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置に取り組むものであります。 いただいた御意見については、今後の施設整備に当たっての参考にさせていただきます。	



No.	内容	市の考え	計画への反映
44	<p>子どもを大切にしたいので、小学校の統廃合に反対します。</p> <p>小学校が減ると小学生は遠くの学校まで歩かねばならず、市内は交通量も多いため交通事故などの危険が増えます。</p> <p>子どもを育てるために「効率化」は考えないでいただきたい。</p> <p>今の大人の都合より、未来の大人の都合を！</p>	<p>基本計画については、公共建築物を始め、土木インフラのより効率的・効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に策定しているものです。</p> <p>特に、公共建築物については、本市が保有する施設について、現在と同じ床面積で更新したと仮定した場合の更新費用と、今後、公共建築物の維持管理費用に充当できる財源の試算を比較すると、年間10.5億円の財源が不足すると予測しています。</p> <p>この財源不足の解消のための基本的な方針として、建て替え段階における利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携、長寿命化による更新時期の平準化等のあらゆる手法を組み合わせることで目標の実現に向けた取組を行うこととしており、施設類型ごとの現状における課題を整理し、今後の方向性を示しています。</p>	
45	<p>小・中学校の統廃合に反対します。</p>	<p>この財源不足の解消のための基本的な方針として、建て替え段階における利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携、長寿命化による更新時期の平準化等のあらゆる手法を組み合わせることで目標の実現に向けた取組を行うこととしており、施設類型ごとの現状における課題を整理し、今後の方向性を示しています。</p>	
46	<p>小中学校の統廃合の案に反対です。小中学校は基本的に徒歩で通学できる場所にあるべきです。地域の人々に見守られて育つのが倫理や道徳の教育にも必要かと思えます。また、統合によって生徒数が増えれば、生徒に目が届かず、非行やいじめ、不登校の問題も起きやすいのではないのでしょうか。</p> <p>施設については、生徒数減少による空き教室などは、子どもと共に学び楽しむ文化や補習の場として有効利用が考えられます。市民には、退職して時間的余裕のある方や何かを教える資質のある方が沢山おられます。その方々を教育の現場に呼び込み、授業についていけない児童や生徒の補習、スポーツや文化活動の手助けなどをしていただければ良いと思えます。塾に頼らず誰もが学校の授業についていけるような手助けができれば、格差のない精神的に豊かな社会につながるのではないのでしょうか。</p> <p>チームスポーツや合唱・合奏など、多人数が必要な部活動は近隣小中学校との合同活動とすることで、少人数学校の不利な点をカバーできます。活動日数は多少制限されるかもしれませんが、その方が過度な競争が減り、問題となっている部活動顧問の過労が減るかもしれません。</p> <p>生徒数減少による学校運営の効率的難しさは想像できますが、教育は効率重視が当てはまらない分野ではないのでしょうか。</p>	<p>なお、「第2章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の(4)取組ごとの目標額で示している「小・中学校 現状の約75%～80%」については、今後予測されている児童・生徒数の減少を踏まえた適正な規模での更新を行うことにより床面積の総量を抑制するものであり、小・中学校の統廃合を前提としたものではありません。</p> <p>御意見をいただきました小・中学校の適正規模・適正配置の取組については、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備することを目的に、令和3年8月に適正な学校規模の範囲や学校規模適正化の方策等を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>今後、適正規模を上回る又は下回る学校については、各地域や学校の実情・特性を踏まえ、方針で位置付けた「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」の中から、最も適した方策を検討していきます。</p> <p>なお、学校施設は教育施設であるとともに、地域でも最も身近な公共施設の一つであり、「地域防災」、「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」、「地域の活動・交流」、「スポーツ活動」など、地域コミュニティ等の拠点であることを踏まえ、これらの役割を考慮しながら検討してまいります。</p>	
47	<p>森の里地区も世代交代がポツポツとみられます。</p> <p>あと、4～5年もすれば、また小学校に通う子どもたちも増えると思えます。小中学校の統廃合は早計ではないかと。地域コミュニティの場としても存続させて欲しいです。又、30人学級⇒20人学級にしてゆとりある教育環境を望みます。</p>	<p>また、適正な受益者負担の目的は、施設の利用者と未利用者における負担の公平性の確保です。</p> <p>利用者に係る必要経費に対して適切な料金を設定し、公共建築物の維持管理経費に充当することから、公民館についても同様の考え方にに基づき検討していきます。</p> <p>また、複合施設については、市民の皆様から御意見を伺いながら令和元年度に策定しました、「厚木市複合施設等整備基本計画」に基づき、現在は、基本設計に取り組んでいるところです。</p>	
48	<p>統合による利点もありますが、部活、移動等、廃校になった児童・生徒にはたまったものではありません。特にコミュニティの場としての学校は絶対必要です。廃校には絶対反対です。</p>	<p>また、複合施設については、市民の皆様から御意見を伺いながら令和元年度に策定しました、「厚木市複合施設等整備基本計画」に基づき、現在は、基本設計に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見については、複合施設整備の参考とさせていただきます。</p>	
49	<p>小中学校の統廃合が検討されていると伺います。</p> <p>各地域の小中学校は、現在および将来にわたっても、地域の精神的、文化的なよりどころです。米百俵の故事を引き出すまでもなく、今の食事を削ってでも存続の方向で検討をお願いします。</p>		

No.	内容	市の考え	計画への反映
50	<p>12月18日の厚木母親大会(参加84名)において決議されました。</p> <p>今厚木市では、市民を対象に市内の施設を整備する問いかけが、パブリックコメントという形で出されています。その内容は私たちにとって直接かかわる問題でもあります。</p> <p>テーマは厚木市公共施設最適化基本計画及び厚木市公共施設個別施設計画(案)です。分かり易く言うなら、現在の厚木市内にある市立の建物・施設260か所余りを見直して、整理・縮小しようというものです。</p> <p>すでにこの計画は2015年に出されており、今回その修正案ですが「公共建築物の最適化に関する目標約422億円(年間約10.5億円)の財源不足解消のための多様な取組」の一つとして取り上げられました。その中で「小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」があり、小中学校を床面積を現在の75～80%に縮小する案です。今年の8月、学校の適正規模は小学校は12～24学級、中学校は9～13学級が適正として通学区域の変更、統廃合を明示しました。これに該当する小学校は5校、中学校は4校あります。</p> <p>また20～25%の学校の削減計画になると36校のうち7～9校が対象になります。学校がなくなることは、子どもの通学の時間や危険性が増え、放課後の子どもの居場所、地域の交流の場所がなくなることで、コロナ禍で少人数学級を実施して、ゆとりある教育ができたと先生も子どもも喜びました。少子化になった今こそ少人数学級を実現する機会ではないでしょうか。</p> <p>その他「適正な受益者負担の導入」がありますが、現在厚木市は公民館の使用料金が無料です。公民館は多くの市民が利用しており社会教育の一環としてぜひとも無料開放を継続してください。</p> <p>厚木市は市役所を駅近くに移転して、国・県の施設も入る建物を建設する予定ですが、交通渋滞や市民サービスの低下など多くの問題を残したままです。</p> <p>私たちが望むことは、市内のどの地域に住んでいても、どの年代でも同じ市民サービスが受けられる厚木市であってほしいことです。そのためには声を上げていきましょう。</p>	No.044～049を参照してください	
51	<p>小・中学校の統廃合について。学校は教育の場としてだけでなく放課後の子どもたちの場であり、災害時の避難所として、地域コミュニティの中心です。学校が無くなると地域格差が広がります。</p>		
52	<p>小・中学校の統廃合について。地域のコミュニティ中心としての場所になる。</p>		
53	<p>学校は、地域振興の要である。当方の地域以前の子どもは、南毛利小・中学校に通っていたとのこと。</p> <p>統廃合は、時代の発展に逆行し、人口減のもととなる。住民の偏在の一因。</p>		
54	<p>小・中学校の統廃合について。学校は、子の教育の場であると同時に、地元住民の集う場でもあります。</p> <p>相川地区では、地域の大運動会を相川中で開催。毎年多くの住民が顔を合わせ、親睦を深めています。</p> <p>学校が無くなったら地域コミュニティも消滅します。</p>		

No.	内容	市の考え	計画への反映
55	<p>将来の公共施設の在り方の中で、小中学校の統廃合が話題となっています。 高齢化と少子化は社会的問題である事は承知していますが、特に少子化での小中学校の統廃合には絶対反対です。</p> <p>[反対理由] ①充実した学校教育・ゆとり教育には少人数学級ほど良い環境はない。 ②安全な通学路を確保し、児童の安全性を担保するためにも小範囲の学区が望ましい。 ③災害時の避難場所としても近隣住民にも絶対必要な場所でもある。</p> <p>[提案] ①小学校を活用し保育園(幼稚園)・小学校一貫教育の施設とする。 ②小学校の遊休施設を高齢者の生涯学習施設に転用する。 ③小・中学校の遊休施設を活用し、近隣住民のコミュニティ憩いの場とする。 ④近隣住民も利用できる図書館施設を併設する。 ⑤学童・学生と高齢者が共同でサークルを立ち上げ、老若男女一緒になって楽しい充実した時を過ごせる場を提供する。 ⑥運動場の一部を活用し、情操教育の一環として、小学児童・中学生・老人と一緒に協力し菜園運営を図る。</p> <p>統廃合で問題解決するのではなく色々アイデアを出し、市民に有益な解決策がまだまだあると思います。</p>	No.044～049を参照してください	
56	<p>[質問事項] 上位計画である公共施設最適化基本計画で、行財政の視点から8～9校の学校を減らせと記載されているが、基本計画の実施計画に位置付けられている個別施設計画では「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づく検討を踏まえ、施設の更新や適正配置の検討を行います。」と抽象的な表現になっているが、今後の実施計画推進において、小・中学校の統廃合ありきで事がすすめられる懸念を感じる。</p> <p>[意見] 公立小・中学校に求められる社会的要請(存続・機能強化)は、公立保育所に求められる社会的要請(存続・機能強化)と同種同様のものとする。 現在、児童・生徒を取り巻く生活環境は、少子化の進展、共働き世帯の増大、核家族化による孤立・疎外感、さらには複雑な家庭環境で多様な問題を抱える児童・生徒も見受けられる。 教育環境の変化「適正規模・適正配置の号令により小規模学校の統合・廃止が検討されること。」が児童・生徒・家庭に与える影響は大きなものと推測する。 安全で安心できる教育環境の確保・維持・拡充の取組が行政の責務であろう。 当計画において、「小・中学校については、児童・生徒、学級数の変化を把握する」とあるが、その先は小規模学校というだけで行財政上の視点からも統廃合の対象とされる心配がある。 難解で用意周到な行政手順で行われる小・中学校の統廃合検討は、市民には行政の責務・責任を放棄するのと同様な行為に映る。 小・中学校の統廃合は、児童・生徒・家庭の視点に立った「市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に測った教育領域策定の計画の中で当該地区の将来のまちづくりを視野に入れて深く考えるべき事柄。 因みに私が住む森の里地区は、30有余年の中で大学施設・銀行支店の流失、商店の閉店、店舗予定地の放置、空き家の増加、交通不便による成人男女の移住、人口減少と高齢化の進展があり、街の景色が変わり、暮らしにくさの負のスパイラル(連鎖)を感じる。 学校施設を一般の公共施設と同じ方針・計画で位置付け、検討を進めようとしている事にも違和感を感じる。検討のベクトルは、児童・生徒・家庭、地域の視点からでより良い教育環境を維持・拡充することで有って欲しい。</p> <p>[結論] 統廃合ではなく、地区の学校を守る検討を。 現在の安全・安心な通学路の確保。 少人数学級の利点を活かし、充実した教育が受けられるゆとりある学校に。</p>		

No.	内容	市の考え	計画への反映
57	相川小・中の統廃合について なくなれば逆に遠くに通うことになる可能性あり。 スクールバスやバス通学の無料等提案させていただきます。	No.044～049を参照してください	
58	小・中学校の統廃合について反対 ・少人数学級で教育環境を整えるチャンス ・学校は放課後の生徒たちの遊び場、災害時の避難所、地域コミュニティの中心として大事 ・遠距離通学は子どもの危険が増す		
59	少人数だから統合というのはおかしいと思います。 交通距離が長くなると、交通事故のリスクも高くなります。 人件費などいろいろ考えると統合という意見もわかりますが、子どもを持つ親として一度考えていただけませんか。統廃合以外の方法で。		
60	森の里地区は子どもの人数が減ってきている場所ではありますが、住環境が良く、子ども(特に小さい子、小学生など)を育てるのによい環境です。 地域で子どもを育てるという高い意識もある地区なので、森小は残してもらいたい。		
61	すべての小・中学校の存続を求めます。 学校は ①どの子も少人数学級で、丁寧な教育を。 ②防災拠点 ③学校は地域の宝です。 ※原発事故被害者の住宅提供継続の意見書を国や県に提出していただきました。御意見「子どもの未来のために」これは学校存続にも通じます。		
62	2年後に孫が飯山小に入学をするので無くさないでほしいです。 飯山小が無くなってしまうと小学校が遠くなってしまいます。		
63	小・中学校の統廃合はやめてほしいがやむを得ない場合、以下懸念が解消されてからとしていただきたい。  ・通学に危険が伴う 統廃合後、通学距離が長くなる場合、娘を通わせるのに懸念がある。不審者情報が多く、娘を通わせるのに不安がある。何かあってからでは遅い。 ・通学距離が長くなる 徒歩で登校することを考えると30分以上歩くケースも出てくるのではないか。安全面への配慮も必要かもしれないが、子どもへの負担が大きいため自転車通学についても検討していただきたい。 ・統合時の教員の体制が不明確 学校を統合する場合、教員の体制がどのようになるのか不明確であり、教員1人に対して子ども何人を教える体制になるのかを事前に明らかにしてほしい。子どもだけでなく、教員への負荷がどうなるのかも重要であるとする。いじめの問題についても、全国で深刻な問題も多く発生しており、統合後、多くの地域から子どもを集めることにより、いじめが発生する頻度や深刻な内容ないじめが発生するリスクが高まるのではないかと、その点を鑑みると統合した場合、生徒に対して教員の体制は現在より手厚くするべきではないのか。		
64	公共建築物の現状や課題に関する基本認識について 図では、不足財源を公共建築物の延べ床面積の削減のみで対応した場合、約13.8万㎡、約23%を削減としています。この場合、適切な行政サービスの提供が困難としており、当然のことと思います。仮に床面積削減で対応するとなれば、削減面積のほぼ1/2は小中学校となり、あまりにも学校の役割を軽んじるものです。改めて、学校の統廃合はやめて、現在ある学校を活かした、子どもたちの減少期にふさわしい、教室の質を保障し、先生方の本来の働き方にふさわしい少人数学級の推進を要望します。他の自治体に先駆けた少人数学級の導入は若者世代を増やすことにもつながり、住みよいまちづくりにも寄与するものと考えます。		
65	適正な規模での更新、複合化に関して 図のイメージからして、今回の基本計画では、小中学校の統廃合はないと理解してよろしいですね。あくまでも適正な規模での更新・複合化を進めていくのが今回の計画とよみとれます。その際、「適正な教室等面積」という場合、学級定員が何名か、を明確にしてください。今後、ICT教育の導入など進むと思われそうですが、教具・教材も増えていく中、机のサイズを大きくすることも必要になります。必然的に少人数の学級にしていく必要があります。生徒一人当たりの床面積も拡大することも重要です。		

No.	内容	市の考え	計画への反映
66	小・中学校の統廃合について 今回の統廃合計画の主要な目的の一つとして、相模新橋計画推進のため、相川小学校を廃校にすることが有効なのではないか。相川小校庭の借地部分の契約を市側が一方的に打ち切った時点ですでに相川小の廃校は厚木市の既定路線になっているのではないかと。相変わらずの行政のたましうちか。	No.044～049を参照してください。	
67	地区の相川小学校及び中学校の様子は各学校で出しているニュースの回覧で知ることができるので、日ごろから関心を持っています。それが統廃合の可能性があると聞いて驚いています。生徒数が少なく行き届いた教育がされているとありがたく思っていたところだったので、これこそが子どもたちにとって最適であると考えます。避難所にもなる、地域の大切な場所ですのでなくさないようお願いいたします。		
68	学校配置の「適正規模」の考え方について慎重な対応を望みます。公教育、学校は①子どもの学び成長する環境という点と②地域づくり、コミュニティの確保の視点がよく考えられるべきです。1学年1クラスでも地域にはなくてはならないものです。		
69	小・中学校の統廃合も検討項目に含まれていますが、特に小学校は、地域コミュニティを維持する上で中核的な役割を担っています。例えば、小学校の運動会などイベントには児童のいない地域住民も参加していますが、これは地域住民と子どもたちの世代を超えた連携の基盤となっています。地域を超えた統廃合はこのような機会を失わせて、地域コミュニティを弱体化させます。財政改善には賛成しますが、上記を踏まえると、小学校同士の統廃合ではなく、地域内での小学校と中学校の統合を基本とすべきと考えます。		
70	小学校の教育現場に興味がありボランティアで勉強させていただきました。この統廃合の小学校に該当します。子どもの少ない学校は教師も少ないのです。担任1名で教科によっては教頭先生が体育を教えていました。校長先生はじめ、とても温かい現場でした。クラスに発達障害の子もいます。隠れグレーゾーンの子も何人もいました。その子たちの背景に家庭環境を感じました。集中時間の短い子たちに先生方は自作の教材を作り、楽しく分かり易い工夫をしていられました。現在、不登校の子が増えているのは人間関係だけではなく勉強の遅れも強く感じています。少人数の中、先生方に愛され自信をもって学べる学校であってほしい。小さい学校には小さい学校の良さがあります。駅の近くに住まわれていても魅力ある小さな小学校に通っている子もいます。小学校のある安心感を感じ過ごしています。教育現場だけは、大人の私たちの犠牲にしないでほしいです。		
71	統廃合に反対・通学距離が長くなることは子どもたちにとって危険で不安。もし見直すのであれば小規模校のみでなく、基準を超えてる学校も見直すべきでは。小規模校にも良さがあり、学年、男女関係なく仲間を大切にするという意識が育てられ、充実した教育を行っている。近所には小さな子どもたちも増えている中、小学校を無くすことは地域にとってもマイナスでしかなく、衰退してしまうと思う。		
72	学校は地域のイベントや災害時の避難所として地域コミュニティの中心となる大切な場所なので無くさないでください。避難所に遠方まで行くのは時間がかかります。		
73	末子が昨春、玉川小学校を卒業しました。四季折々の自然豊かな環境で、少人数の行き届いた教育を受けられたことに感謝しています。個別施設計画案では長寿命化改修による継続とあり、基本計画で挙げられた20～25%の削減対象(集約化・統廃合)になっているのではという懸念は一旦解消されましたが、今後も集約化・統廃合せず、充実した教育を受けられる学校、地域の方々の協力のもとコミュニティの拠点として存続してください。ふるさとを愛する心が育まれ、進学等で一時的に厚木を離れても、また自らの子育てのために帰ってくると思っています。学校がなければ、そこで子育てしようとは思えないのではないのでしょうか。 昨年度、保護者に適正規模・適正配置に関するアンケートがあり、そこでは誘導的に小規模校のデメリットが強調され、スクールバスの運行が示唆されていました。集約化・統廃合への布石と感じました。初等教育こそ、地域密着であってほしいと思います。玉川地区では、地域住民に卒業生が多く、それもあって在校生・家族を見守り手助けする文化が醸成されています。良質な子育て環境として、地域に小学校があるということが、とても重要です。 人口減少や税収の減少で、財政的に厳しいことは計画案を拝見して理解しましたが、教育・人を育てることは未来を作る最重要事業と位置づけ、安易に集約化・統廃合による経費削減に向かうことなく、知恵を搾って存続させ、よりよいまちの未来を作っていきます。		
74	統廃合に反対です。 少人数だからできること、通学路の心配もあります(バス通学反対)。 また、放課後や休日等の子どもたちの活動場所、子育ての充実とは逆行するのではと思います。		

No.	内容	市の考え	計画への反映
75	小・中学校の統廃合に反対します。 1学級の生徒数増加による教育の質の低下、通学距離の増加による安全性の低下が懸念されるためです。また、教育には効率性よりも品質を重視するべきで、自然が身近にある少人数の学校は、都会の大規模にはできないことがたくさんあり、品質を高めるチャンスでもあるはずで、 運動会や修学旅行などのイベントは、必要に応じて複数の小規模校が合同で実施することを検討してもよいかと思えます。	No.044～049を参照してください。	
76	市内の小・中学校の維持管理・施設整備は必要だが、統廃合という愚策を行えば、小・中学校の無い地域が生じ、地域全体の衰退、引いては地域の過疎・減収・荒廃を招く。 教育は地域発展の根幹であり、今こそ、少人数の教育・地域の教養創生等魅力的な地域につながる未来の教育の良策を講じ、まずはじめ、その地域の住民、教育を受ける人、教育を行う先生、これら最前線にいる人々の意見を真摯に聴き、その意思を尊重するべきである。		
77	高齢化の進む森の里地区で、小・中学校がなくなると本当にゴーストになってしまいます。教育はいつ、いつかなる時も学ばねばならない。小・中学校を合併して、少数生徒でもこのエリアを守りたいです。東京都青ヶ島村でも教育長を募集しています。 日本を支えるのはやはり教育です。		
78	公共施設の最適化として、人口減(年齢構成の変化)に対応して暮らしやすい地域を作るために、小学校区を基本として複合化・多機能化への施設統合していくことは望ましいと考えます。なるべく小規模校も存続してほしいです。		
79	少子化で学校を減らすのではなく、少人数学級を実現する方向を目指してください。	基本計画については、公共建築物を始め、土木インフラのより効率的・効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に策定しているものです。 特に、公共建築物については、本市が保有する施設について、現在と同じ床面積で更新したと仮定した場合の更新費用と、今後、公共建築物の維持管理費用に充当できる財源の試算を比較すると、年間10.5億円の財源が不足すると予測しています。	
80	小・中学校の統廃合について。学区外の方が少人数のクラスが良いと小規模の学校に引越して入学させる親御さんもいます。実際、全体の人数が相川小は少ない分、学年を問わず友人同士の密な関係性を築けており、和やかな校風になっています。 子どもには、落ち着いた環境で学校生活を送ってほしいと願います。そのため、統廃合に振り回されることのない環境を子どもたちには、つくってあげたいと切に願います。	この財源不足の解消のための基本的な方針として、建て替え段階における利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携、長寿命化による更新時期の平準化等のあらゆる手法を組み合わせることで目標の実現に向けた取組を行うこととしており、施設類型ごとの現状における課題を整理し、今後の方向性を示しています。 なお、「第2章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の(4)取組ごとの目標額で示している「小・中学校 現状の約75%～80%」については、今後予測されている児童・生徒数の減少を踏まえた適正な規模での更新を行うことにより床面積の総量を抑制するものであり、小・中学校の統廃合を前提としたものではありません。	
81	小・中学校の統廃合について。少人数学級こそ充実した教育の場と思う。	御意見をいただきました少人数学級については、第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針1に、「『生きる力』を培うため、①学びに向かう力、人間性、②知識と技能、③思考力、判断力、表現力などをバランス良く育成」することを位置付け、「中学校少人数学級実施事業」を実施しています。今後についても、児童・生徒一人一人に対し、きめ細かな指導などに取り組んでいきます。	
82	小・中学校の統廃合について。少人数学級には多くの利点がある。	また、学級編制(1学級当たりの児童・生徒数)は、基本的に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められている基準(小学校は35人につき1学級、中学校は40人につき1学級を前提)に基づき定めるものとなります。	
83	◎少人数学級には、多くの利点があります。 ・先生は個々の児童・生徒をよく把握できます。(これにより、いじめ防止にもつながると思います。) ◎学区が広くなると通学距離が長くなり交通事故等が心配になります。	「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」では、上記の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められている基準に基づき、学校規模の適正化を図ることとしています。	
84	地域の学校が無くなると、更に若い世代が居住しなくなり、地域の活気が失われてしまうと思う。 少人数で、一人一人を大事にする教育に学校が変化すれば、統廃合しなくても良いはず。	なお、1学級当たりの児童・生徒数の上限は上記の基準で定められているため、児童・生徒数の多寡は、学級数には影響するものの、1学級当たりの児童・生徒数には影響はありません。	
85	小・中学校の統廃合について反対の立場です。 35人学級に移行中ですが、35人という人数は教師にとっても児童にとってもまだまだ多い人数です。今回は、少人数学級にする良いチャンスと考えていただきたいと思えます。厚木の将来を担う子ども達にこそお金をかけていただきたいと思えます。	(例えば、1学年35人のA小学校と、1学年105人のB小学校があった場合、学級数はA小学校が1学年1学級、B小学校が1学年3学級になりますが、1学級当たりの児童数は、A小学校もB小学校も同じ35人となります。)	
86	統廃合されると通学路の変更や1クラスの数が増えると思えます。子どもたちには、少人数で充実した教育を受けさせてあげたいと考えています。		
87	小・中学校の統廃合について 施設の維持管理予算の不足分を「最適化する」ために学校を統廃合することは反対です。少人数教育で子どもたちの教育環境を整える(子どもの個性も大事に行き届く)ことを最優先させることが求められている時代に逆行しないでください。		
88	子どもたちは、地域や国の未来です。教師32年の経験と今3人の孫の祖母として、小・中学校で学び成長する姿を考えると、地域で見守られ通学できることがどんなに大切かを痛感します。 厚木市では「子育てに優しい市」として、手厚い子育て支援が素晴らしいと若い世代の方から聞きます。その延長としてぜひ学校教育への充実を切に願うものです。小規模校や少人数指導等のプラス面を生かしたきめ細やかな指導に私たちの大切な税を使っていたきたいです。子どもの笑顔あふれる未来を厚木に。		

No.	内容	市の考え	計画への反映
89	<p>小・中学校について 数合わせではなく、子どもたちの成長の場である小・中学校の果たす役割を長い目で見てほしいと思います。せつかくの少人数学級の実現が、小中合併や学校の統廃合があると実現しません。通学路も長くなり、特に小学校低学年には負担です。学校は地域コミュニティの中心です。</p>	No.079～088を参照してください。	
90	<p>市内の小・中学校の統廃合には基本的に反対します。 本来教育環境は1クラス20人位が教師も生徒もコミュニケーションが取り易いと考えます。まさに理想の環境になってきたものを壊す必要はないでしょう。また、今は学校の統廃合の件ですが、次に来るのは市の出先機関の統廃合につながる危険性を強く感じます。住民の利便性を最優先に考えるのが自治体の本分と考えます。</p>		
91	<p>子育て世帯です。子どもをのびのびとした環境で育てられるところが利点と思い駅前から現住所へ引っ越してきました。 少人数クラスで教育が受けられることはとても大事なことでと思います。 イベントを通して地域の方との親交を持つことも子どもには大事だと思っています。自宅地域で通うことができるよう統廃合は避けていただきたいと思っています。</p>		
92	<p>教育は将来への投資のため、少子化だから学校を減らすのではなく、少人数学級の実現を目指し優先的に予算をつけていただきたいです。</p>		
93	<p>小・中学校の「課題」と「今後の方向性」に関する意見・要望・質問 全市内公共施設の中で、小中学校の老朽化が比較的進行している現状は理解できます。課題として、「将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります」となっていますが、今回の基本計画(P26)の個別目標その1からして、今回の基本計画では学校の「統廃合はない」と理解しています。学校のまちづくりに果たしている役割からして、学校は残して活かすことが重要と考えるからです。今後の方向性にも記述されている通り、教育の場・避難所・地域コミュニティの形成・まちづくり・地域の核としての役割が大きいからです。また、今後の「適正規模による整備」などを検討する際、小中一体型の施設整備の検討はありうると思いますが、将来への見通しや地域住民の意見・要望が最大限尊重されることが大切です。しかし、学校の適正規模という場合、「教室空間」の基準があまりにも曖昧になっています。つまり、「一学級」の定員は何名かということです。定員次第で「学級規模」は変動しますし、「学校規模」も変化します。今回の「最適化基本計画」、「個別施設計画」、また、昨年夏だされた「小中学校の適正規模・最適配置に関する基本方針」の基本的弱点は、一学級の定員を曖昧にし、「将来の少人数学級制」への見通しを持たぬまま、計画を進めていることです。せめて、小中学校を一学級25～30人程度を目標に計画したらいかがでしょう。財政見通し、少子・高齢化など人口予測と同様に計画はできると考えます。ようやく、小学校で35人学級制が始まりましたが、厚木市の小学校の実態として、30人程度の学級が中心となっています。中学校も40人定数で計画するのではなく、35人・30人を想定して計画していったらいかがでしょうか。</p>		
94	<p>教育は将来の投資だから優先的にやって欲しい。</p>	<p>本市では、教育環境日本一に向け、ハード面及びソフト面におきまして様々な教育振興の施策に取り組んでいるところであります。 今後についても、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	
95	<p>小・中学校の統廃合について。教育は将来への投資です。予算の組み替えで、教育に優先配分してください。</p>		

No.	内容	市の考え	計画への反映
96	小・中学校について、適正配置⇒統廃合を心配しています。統廃合なら適正配置などという言葉を使わず、はっきりと統廃合と書いて市民に意見を求めています。	基本計画については、公共建築物を始め、土木インフラのより効率的・効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に策定しているものです。 特に、公共建築物については、本市が保有する施設について、現在と同じ床面積で更新したと仮定した場合の更新費用と、今後、公共建築物の維持管理費用に充当できる財源の試算を比較すると、年間10.5億円の財源が不足すると予測しています。	
97	小中学校の適正規模について 森の里小・中学校の児童・生徒の減少化が言われております。その他、市内の学校においては、児童・生徒数の少数化に伴い、統廃合等の課題がここ数年のうちに発生すると思われる。それぞれ賛否の判断は極めて困難である。そこでお願いは、現状の周知、数の減少に伴う問題等を市民に周知する必要があるということ。一部当事者等がそれぞれの立場で意見を言うのではなく、行政側から現状と課題等とそれぞれの長所・短所を分かりやすく周知すること、地域の問題ではなく市全体のあり方として取り組んでほしい。	この財源不足の解消のための基本的な方針として、建て替え段階における利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携、長寿命化による更新時期の平準化等のあらゆる手法を組み合わせることで目標の実現に向けた取組を行うこととしており、施設類型ごとの現状における課題を整理し、今後の方向性を示しています。 御意見をいただきました適正規模・適正配置の取組の進め方については、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備することを目的に、令和3年8月に適正な学校規模の範囲や学校規模適正化の方策等を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。同方針では、学校規模適正化の方策として「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」を位置付け、各地域や学校の実情を踏まえ、適切な方策を検討していきます。	
98	教育への投資を惜しむことなく配分してほしい。 人口減にどうしても予算が足らなくなった時は、統廃合の話合いの場に誰でも意見を言えるよう関係者(保護者、地域の人等)を入れた場にして意見をとり込んでほしいです。	御意見をいただきました適正規模・適正配置の取組の進め方については、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備することを目的に、令和3年8月に適正な学校規模の範囲や学校規模適正化の方策等を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。同方針では、学校規模適正化の方策として「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」を位置付け、各地域や学校の実情を踏まえ、適切な方策を検討していきます。	
99	統廃合に関する話し合いの場に関係者(保護者・教師・自治会等)を入れてほしい。 統廃合の結果、元々子どもの多い学校はさらに多くなり、子どもにとっても学校にとっても辛いことになると思う(負担が増える)。通学距離が長くなると危険も増える。少子化で学校を減らすのではなく、少人数学級を増やす方向を目指してほしい。	通学区域の再編成や学校の統廃合などの方策を検討する際には、児童・生徒はもちろんのこと、その保護者や学校関係者、地域の団体や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、検討に必要な情報の提供を始め、アンケート調査や意見交換会など、多様な機会を設けて、関係者や関係団体との合意形成を図りながら、取り組んでいきます。	
100	小中の一貫校にして、学校施設の有効活用(森の里小と森の里中の統合による学校施設利用) 森の里地区の子ども数も減少して、兄弟姉妹も多くないので、学校内での上級生と下級生のふれあいを通じて、生徒の協調性が作れる教育が必要ではと考える。 特に、別々の学校同士の統合は、通学距離が長くなり、体力の問題も出てくる。それよりも小中一貫校として、学校施設の有効活用を考えた方が最適と思われる。 対策として、まず、生徒数を増加させるためには、市内より希望を募り、越境入学をさせて、朝の早朝預かりと放課後の児童預かりを活用して、これ以上減少を食い止める。 地域外からの通学により、森の里地区の空家への移住も出てくると考えられる。現状の地域高齢者地区の改善にも繋がると考える。 もし、学校施設が有効利用させるのであれば、役所内での集中よりも、影響の少ない部門の分散化を考えて、役所内効率化をめざし、価値高い本所の有効利用もできるのではと考える。 森の里地区の学校施設は強固な地盤の上であり、災害時の避難所等の活用や、地域の活動拠点としての利用にも使うことができれば地域活動の輪が広がる。	基本計画については、公共建築物を始め、土木インフラのより効率的・効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に策定しているものです。 特に、公共建築物については、本市が保有する施設について、現在と同じ床面積で更新したと仮定した場合の更新費用と、今後、公共建築物の維持管理費用に充当できる財源の試算を比較すると、年間10.5億円の財源が不足すると予測しています。 この財源不足の解消のための基本的な方針として、建て替え段階における利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携、長寿命化による更新時期の平準化等のあらゆる手法を組み合わせることで目標の実現に向けた取組を行うこととしており、施設類型ごとの現状における課題を整理し、今後の方向性を示しています。 御意見をいただきました小中一貫教育については、第2次教育振興基本計画で、「小中一貫教育をさらに推進する取組」を位置付け、事業を展開しています。具体的な内容として、義務教育9年間を見通した教育課程の編成と指導の工夫改善のため、カリキュラム編成等についての実施研究や学力向上につながる研修などを実施しており、今後も本市の学校教育を取り巻く状況等を踏まえ、本市に適した小中一貫教育を進めていきます。	
101	1 森の里小・中学校を統合するべきです。 2 老人のための利用場にするべきです。(小学校・中学校のどちらか) 3 急いでください。	また、他の施設との複合化等による余剰施設については、原則売却することにより、公共建築物全体の維持管理費用として活用します。	



No.	内容	市の考え	計画への反映
102	<p>小中学校の複合化など、少人数の利点もあるので統合が小中合併などせずに、現状の場所で学区エリアを再考して、分散化させてほしい。</p> <p>ともない新規での住居、マンションなどを駅前から分散させてほしい。</p> <p>駅前にはない魅力、利便性、安全性を訴えたまちづくりを行なってほしい。</p>	<p>基本計画は、本市の保有する公共建築物の将来に向けた今後の方向性を示すもので、小・中学校については、教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図り、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備することを目的に令和3年8月に適正な学校規模の範囲や学校規模適正化の方策等を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>今後、適正規模を上回る又は下回る学校については、各地域や学校の実情・特性を踏まえ、方針で位置付けた「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」の中から、最も適した方策を検討していきます。</p> <p>また、本市では、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」に基づき、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中ではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。</p>	